

御幸町図書館

	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開館日数	日	307	320	321	322	303
入館者数	人	523,753	516,857	511,248	504,560	603,705
貸出者数	人	180,914	184,975	183,426	181,678	174,102
個人貸出点数	点	470,239	482,033	475,817	471,844	447,619
団体貸出点数	点	0	0	0	2	0
予約件数	件	87,411	95,166	96,318	97,643	96,221
レファレンス件数	件	6,349	6,967	5,583	6,562	7,743
コピー枚数	枚	25,427	23,116	28,365	22,925	20,234

藁科図書館

	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開館日数	日	272	283	282	283	267
入館者数	人	91,126	94,420	95,276	93,126	82,852
貸出者数	人	41,461	42,585	40,987	39,768	37,854
個人貸出点数	点	161,808	171,503	162,643	155,985	146,876
団体貸出点数	点	591	913	1,229	1,358	1,204
予約件数	件	11,300	13,059	13,111	13,645	13,954
レファレンス件数	件	1,818	2,255	2,039	2,143	1,955
コピー枚数	枚	1,773	2,347	1,868	1,513	1,786

南部図書館

	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開館日数	日	305	320	319	322	303
入館者数	人	413,761	455,215	452,482	442,595	409,828
貸出者数	人	222,455	239,275	240,777	242,742	231,192
個人貸出点数	点	880,066	964,353	961,599	971,747	916,801
団体貸出点数	点	4,505	3,526	3,055	2,579	3,248
AVコーナー	人	1,000	711	1,088	910	3,279
予約件数	件	81,736	98,890	103,426	107,739	108,735
レファレンス件数	件	4,764	5,139	3,338	3,855	3,116
コピー枚数	枚	13,425	14,753	12,711	12,241	11,313

西奈図書館

	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開館日数	日	272	283	282	282	268
入館者数	人	198,435	211,576	217,152	210,421	193,557
貸出者数	人	105,566	111,530	113,420	111,260	103,467
個人貸出点数	点	419,991	454,293	460,867	448,187	414,133
団体貸出点数	点	0	0	0	286	96
予約件数	件	38,161	42,333	45,148	43,588	41,402
レファレンス件数	件	2,974	3,093	2,830	2,226	2,162
コピー枚数	枚	4,015	3,610	3,269	3,039	2,347

長田図書館

	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開館日数	日	272	283	283	282	267
入館者数	人	251,356	265,873	266,306	242,459	214,306
貸出者数	人	118,195	124,398	125,256	122,454	114,989
個人貸出点数	点	459,997	500,621	498,737	491,488	451,191
予約件数	件	40,114	46,510	49,349	47,542	47,016
レファレンス件数	件	2,236	3,349	2,961	2,857	3,247
コピー枚数	枚	3,841	4,483	3,606	3,683	3,014

北部図書館

	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開館日数	日	272	284	282	282	267
入館者数	人	163,612	165,973	165,617	162,158	151,798
貸出者数	人	79,666	78,193	76,465	74,246	69,707
個人貸出点数	点	325,927	331,252	321,973	314,112	293,890
団体貸出点数	点	0	0	442	0	3
予約件数	件	21,058	21,693	20,790	20,599	20,926
レファレンス件数	件	2,605	3,030	4,725	8,236	4,623
コピー枚数	枚	1,756	1,954	2,162	1,831	1,498

清水中央図書館

	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開館日数	日	304	318	318	316	301
入館者数	人	297,727	338,827	298,142	286,764	261,938
貸出者数	人	171,120	177,929	168,684	164,310	159,473
個人貸出点数	点	624,022	664,400	622,882	612,038	591,241
団体貸出点数	点	0	0	0	2	303
AVコーナー	人	2,293	3,365			
予約件数	件	62,391	72,933	72,106	73,620	74,530
レファレンス件数	件	7,008	5,921	7,112	6,545	5,951
コピー枚数	枚	14,137	17,277	14,143	11,909	8,020

清水興津図書館

	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開館日数	日	272	283	283	282	268
入館者数	人	137,811	148,597	137,521	129,935	119,041
貸出者数	人	62,624	67,593	64,766	61,752	56,057
個人貸出点数	点	245,316	276,095	262,458	253,885	226,133
団体貸出点数	点	12,089	8,467	7,408	8,543	7,690
予約件数	件	19,371	22,799	24,864	24,225	24,284
レファレンス件数	件	2,409	3,175	4,530	6,059	5,797
コピー枚数	枚	1,723	2,134	2,191	1,245	1,353

蒲原図書館

	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開館日数	日	259	284	273	282	267
入館者数	人	62,322	65,670	65,230	73,780	69,502
貸出者数	人	23,881	25,206	26,463	28,037	26,335
個人貸出点数	点	82,310	86,910	90,733	95,417	90,749
団体貸出点数	点	925	848	669	410	348
AVコーナー	人	652	346	353	489	199
予約件数	件	6,603	8,421	9,592	10,936	9,598
レファレンス件数	件	1,734	2,250	2,746	2,468	2,742
コピー枚数	枚	806	1,495	1,264	998	858

② 平成 24 年度相互貸借状況

(単位:冊)

		中央	麻機	美和	御幸町	南部	北部	薬科	西奈	長田	清水中央	清水興津	蒲原	合計
貸出	静岡県立	12	0	0	2	0	0	0	1	0	11	3	1	30
	県内	555	76	42	394	341	139	61	296	195	551	56	65	2,771
	県外	44	0	0	5	5	0	1	2	0	9	0	0	66
	合計	611	76	42	401	346	139	62	299	195	571	59	66	2,867
借受	国立国会	4	0	0	0	4	0	0	0	0	24	0	1	33
	静岡県立	54	0	2	29	25	13	20	4	13	30	9	8	207
	県内	86	0	2	124	144	24	39	19	62	144	15	47	706
	県外	31	0	0	28	28	1	0	1	12	7	0	3	111
	合計	175	0	4	181	201	38	59	24	87	205	24	59	1,057

③ 月別統計<入館者数>

	中央		麻機分館		美和分館		御幸町		薬科		南部		西奈	
	入館者数 人	開館 日	入館者数 人	開館 日	入館者数 人	開館 日	入館者数 人	開館 日	入館者数 人	開館 日	入館者数 人	開館 日	入館者数 人	開館 日
24年4月	26,444	27	4,794	23	4,422	23	40,627	27	6,822	23	31,868	27	15,205	23
24年5月	29,983	28	4,993	23	4,435	23	43,389	28	6,581	23	34,157	28	16,026	23
24年6月	22,168	21	5,216	23	4,500	23	38,815	24	6,683	22	31,477	24	15,948	23
24年7月	31,243	28	5,755	25	5,080	25	42,516	28	8,014	25	38,866	28	19,178	25
24年8月	37,071	29	6,102	26	6,343	26	50,091	29	10,106	26	46,007	29	22,880	26
24年9月	30,200	26	4,877	24	4,993	24	42,422	26	7,389	24	37,047	26	17,967	24
24年10月	31,165	29	4,717	25	4,998	25	45,738	29	7,281	25	36,696	29	17,547	25
24年11月	26,597	26	4,336	23	4,501	23	43,786	26	7,104	23	33,975	26	16,028	23
24年12月	22,984	24	4,012	21	4,859	21	69,949	24	5,764	21	31,555	24	14,085	21
25年1月	24,138	24	3,732	21	4,211	21	73,046	24	6,410	21	32,883	24	14,335	21
25年2月	13,466	13	2,664	12	2,691	12	41,979	13	3,802	12	19,545	13	8,885	12
25年3月	26,276	25	4,063	22	4,571	22	71,347	25	6,896	22	35,752	25	15,473	22
合計	321,735	300	55,261	268	55,604	268	603,705	303	82,852	267	409,828	303	193,557	268
1日平均	1,072		206		207		1,992		310		1,353		722	

	長田		北部		清水中央		清水興津		蒲原		合計
	入館者数 人	開館 日	入館者数 人	開館 日	入館者数 人	開館 日	入館者数 人	開館 日	入館者数 人	開館 日	入館者数 人
24年4月	17,328	23	12,252	23	21,482	27	9,085	23	4,889	23	195,218
24年5月	17,674	23	12,569	23	23,257	28	9,515	23	5,394	23	207,973
24年6月	17,052	22	12,411	22	19,513	22	10,127	23	5,475	22	189,385
24年7月	20,495	25	14,849	25	22,232	28	12,239	25	7,083	25	227,550
24年8月	25,571	26	18,769	26	31,705	29	16,603	26	9,295	26	280,543
24年9月	20,917	24	14,947	24	25,123	26	11,660	24	6,566	24	224,108
24年10月	19,152	25	14,055	25	24,975	29	10,574	25	6,930	25	223,828
24年11月	17,118	23	12,051	23	21,814	26	8,899	23	5,623	23	201,832
24年12月	14,602	21	10,173	21	18,991	24	7,806	21	4,735	21	209,515
25年1月	15,501	21	11,273	21	19,800	24	8,585	21	5,056	21	218,970
25年2月	9,188	12	6,845	12	11,907	13	5,102	12	2,993	12	129,067
25年3月	19,708	22	11,604	22	21,139	25	8,846	22	5,463	22	231,138
合計	214,306	267	151,798	267	261,938	301	119,041	268	69,502	267	2,539,127
1日平均	803		569		870		444		260		

11 静岡市図書館条例

平成15年4月1日

条例第273号

(設置)

第1条 静岡市は、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
静岡市立中央図書館	静岡市葵区大岩本町29番1号
静岡市立御幸町図書館	静岡市葵区御幸町3番地の21
静岡市立藁科図書館	静岡市葵区羽鳥本町5番9号
静岡市立西奈図書館	静岡市葵区瀬名二丁目32番43号
静岡市立北部図書館	静岡市葵区与一六丁目17番10号
静岡市立南部図書館	静岡市駿河区南八幡町3番1号
静岡市立長田図書館	静岡市駿河区上川原13番1号
静岡市立清水中央図書館	静岡市清水区入江岡町15番23号
静岡市立清水興津図書館	静岡市清水区興津本町829番地
静岡市立蒲原図書館	静岡市清水区蒲原新田一丁目22番22号

2 静岡市立中央図書館に法第3条第5号に規定する分館を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
静岡市立中央図書館麻機分館	静岡市葵区有永421番地の1
静岡市立中央図書館美和分館	静岡市葵区安倍口団地5番1号

(事業)

第3条 前条第1項及び第2項の表に掲げる図書館(以下「市立図書館」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第3条に掲げる事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要であると認める事項

(開館時間)

第4条 市立図書館の開館時間は、午前9時30分から午後7時(静岡市立御幸町図書館にあっては午後8時、静岡市立中央図書館麻機分館及び静岡市立中央図書館美和分館にあっては午後5時)までとする。ただし、日曜日、土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の祝日(以下「国民の祝日」という。)並びにその前日及び翌日が国民の祝日である日は、午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 市立図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

名称	休館日	
静岡市立中央図書館 静岡市立南部図書館 静岡市立御幸町図書館 静岡市立清水中央図書館	(1) 図書整理日(毎月の第4水曜日。ただし、当日が国民の祝日に当たるときは、その翌日とする。) (2) 図書館資料点検期間(6月中の10日間以内の範囲において教育委員会が定める期間)に属する日	(1) 施設管理日(毎月の第2月曜日。ただし、当日が国民の祝日に当たるときは、その翌日とする。) (2) 国民の祝日の次の平日(日曜日、土曜日及び国民の祝日以外の日)
静岡市立藁科図書館 静岡市立西奈図書館 静岡市立長田図書館 静岡市立北部図書館 静岡市立清水興津図書館 静岡市立蒲原図書館 静岡市立中央図書館麻機分館 静岡市立中央図書館美和分館	(3) 12月28日から翌年の1月5日までの日	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日

(入館等の制限)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館若しくは利用を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 市立図書館の管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(静岡市立中央図書館等の施設の利用)

第7条 教育委員会は、特に必要があると認める場合は、静岡市立中央図書館、静岡市立南部図書館、静岡市立西奈図書館、静岡市立長田図書館、静岡市立北部図書館、静岡市立清水中央図書館及び静岡市立蒲原図書館の会議室その他の施設(以下「静岡市立中央図書館等の施設」という。)を利用させることができる。

- 2 静岡市立中央図書館等の施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。
- 3 静岡市立中央図書館等の施設の利用日数は、1日とする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを延長することができる。
- 4 教育委員会は、利用の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の不許可等)

第8条 教育委員会は、第6条各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の規定による許可をしないことができる。

2 教育委員会は、前条第2項の規定による許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2) 前条第4項の規定による条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教育委員会が必要があると認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第10条 利用者は、静岡市立中央図書館等の施設の利用を終わったとき、又は第8条第2項の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 市立図書館の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(図書館協議会)

第12条 法第14条第1項の規定に基づき、静岡市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、静岡市立北部図書館に関する規定は、公布の日から起算して60日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の静岡市図書館条例(昭和44年静岡市条例第48号)又は清水市図書館条例(昭和39年清水市条例第12号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

3 第12条第2項の規定にかかわらず、蒲原町の編入の日(以下この項から附則第5項までにおいて「編入日」という。)から編入日において現に在任する委員の任期満了の日までの間は、同項中「10人以内」とあるのは、「11人以内」とする。

4 第12条第3項本文の規定にかかわらず、編入日以後最初に任命される委員の任期は、編入日において現に在任する委員の任期満了の日までの間とする。

5 編入日の前日までに、編入前の蒲原町立図書館条例(平成2年蒲原町条例第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成15年12月24日条例第353号)

この条例は、公布の日から起算して180日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成16年教委規則第12号で、教育委員会規則で定める日を平成16年6月13日とした。)

附 則(平成16年3月25日条例第56号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年7月6日条例第67号)

この条例は、公布の日から起算して90日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成16年教委規則第19号で、教育委員会規則で定める日を平成16年9月17日とした。)

附 則(平成16年12月22日条例第86号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年9月28日条例第162号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月15日条例第243号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(静岡市図書館条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 2 静岡市図書館条例の一部を改正する条例(平成17年静岡市条例第162号)の一部を次のように改正する。

第3条の次に2条を加える改正規定中「

静岡市立清水中央図書館 静岡市立清水興津図書館	午前9時30分から午後7時まで。ただし、日曜日及び土曜日は、午後5時までとする。
----------------------------	--

」を「

静岡市立清水中央図書館 静岡市立清水興津図書館 静岡市立蒲原図書館	午前9時30分から午後7時まで。ただし、日曜日及び土曜日は、午後5時までとする。
---	--

」に、「

静岡市立藁科図書館 静岡市立西奈図書館 静岡市立長田図書館 静岡市立北部図書館	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日
静岡市立清水中央図書館 静岡市立清水興津図書館	(1) 月曜日 (2) 国民の祝日(当日が月曜日に当たるときは、その翌日) (3) その前日及び翌日が国民の祝日である日 (4) 12月29日から翌年の1月4日(当日が月曜日に当たるときは、その翌日)までの日 (5) 図書館整理日(毎月の第3火曜日。ただし、当日が国民

	<p>の祝日に当たるときは、当該日の属する月の第2火曜日とする。)</p> <p>(6) 図書館資料点検期間(2週間以内の範囲において教育委員会が定める期間)に属する日</p>
--	--

」を「

<p>静岡市立薬科図書館 静岡市立西奈図書館 静岡市立長田図書館 静岡市立北部図書館 静岡市立蒲原図書館</p>	<p>(1) 月曜日 (2) 国民の祝日</p>
<p>静岡市立清水中央図書館 静岡市立清水興津図書館</p>	<p>(1) 月曜日 (2) 国民の祝日(当日が月曜日に当たるときは、その翌日) (3) その前日及び翌日が国民の祝日である日 (4) 12月29日から翌年の1月4日(当日が月曜日に当たるときは、その翌日)までの日 (5) 図書館整理日(毎月の第3火曜日。ただし、当日が国民の祝日に当たるときは、当該日の属する月の第2火曜日とする。) (6) 図書館資料点検期間(2週間以内の範囲において教育委員会が定める期間)に属する日</p>

」に改める。

附則第3項中「第10条第2項」を「第12条第2項」に改める。

附則第4項中「第10条第3項本文」を「第12条第3項本文」に改める。

附 則(平成18年3月24日条例第61号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年10月31日条例第89号)

この条例は、平成19年11月23日から施行する。

附 則(平成20年3月21日条例第39号)

この条例は、公布の日から起算して90日を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成20年教委規則第15号で、教育委員会規則で定める日を平成20年6月13日とした。)

附 則(平成21年3月13日条例第33号)

この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成21年教委規則第17号で、教育委員会規則で定める日を平成21年9月5日とした。)

附 則(平成24年3月23日条例第46号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、この条例による改正後の静岡市図書館条例第12条第3項第5号及び同条第4項の規定は、この条例の施行の日以後最初に協議会の委員(補欠の委員を除く。)の委嘱又は任命が行われる日から適用する。

12 静岡市図書館条例施行規則

平成 15 年 4 月 1 日
教育委員会規則第 48 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡市図書館条例(平成 15 年静岡市条例第 273 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(館内利用)

第 2 条 図書館資料を図書館内において利用する者(以下「館内利用者」という。)は、所定の場所においてこれを利用しなければならない。

2 貴重図書その他館長が特に指定する図書館資料は、館長が指定した場所において利用しなければならない。

3 館内利用者が退館するときは、当該利用した図書館資料を所定の場所に返却しなければならない。

(館内利用者の遵守事項)

第 3 条 館内利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 図書館資料、図書館の施設、備品等を汚損し、又は損傷しないこと。

(2) 図書館資料を利用する場所では、音読(所定の場所において音読する場合を除く。)、談話、飲食その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(3) 所定の場所以外において喫煙しないこと。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、管理上必要な館長の指示に従うこと。

(館外貸出し)

第 4 条 図書館資料は、館外貸出しを行うことができる。ただし、第 6 条第 2 項に規定する団体貸出しを行う図書館資料は、図書及び紙芝居とする。

2 図書館資料のうち、次に掲げるものは、貸出しをしない。

(1) 汚損又は破損が著しいもの

(2) 破損しやすく、保存上特別な注意を必要とするもの

(3) 第 2 条第 2 項に規定する図書館資料(館長が特に認めた場合を除く。)

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、館長が貸し出すことを不相当と認めたもの

3 身体障害その他の理由により、来館することが困難であると認められる者に対しては、郵送等による館外貸出しを行うことができる。

(館外貸出しを受けることができる個人又は団体)

第 5 条 図書館資料の館外貸出しを受けることができる個人は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市内に居住する者

(2) 市内に通勤し、又は通学する者(前号に掲げる者を除く。)

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、静岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要があると認める者

2 図書館資料の館外貸出しを受けることができる団体は、市内に住所を有する学校その他公共施設、社会教育関係団体その他の団体とする。